

# 群馬県適正化通信 NO.121(平成30年9月号)

## 運行管理者（選任後）の研修について

自動車運送事業者は、安定した経営と業績の向上を図るとともに、利用者の信頼に応えるため、様々な努力を払わなければなりません。安全かつ確実な自動車輸送の遂行がそれらの大前提になります。そこで、適切な運行管理を第一とするため、運行管理者の選任が義務付けられています。

選任された運行管理者は、法令で定めた運行の安全確保に関する業務を事業者に代わって行い、交通事故を防止していく使命と責任が課せられています。輸送の安全の責任者であることをしっかりと認識し、誇りと自覚をもって業務を遂行するため、事業者は運行管理者に対し、国土交通大臣の認定を受けた講習を「2ヶ年度ごとに1回」受講させることが義務付けられています。この受講年度は「4月から翌年3月まで」であり、暦年の「1月から12月まで」ではありません。例えば、平成29年1月に受講された場合は、平成28年度に受講したことになりますので、平成30年度に受講しなければならないこととなります。

また、「新たに選任した運行管理者」については、選任された日の属する年度に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない運行管理者は基礎講習）を受講しなければなりません。

群馬県では、国土交通大臣認定講習機関として自動車事故対策機構（NASVA）群馬支所と、民間認定機関の「ぐんま安全教育センター」が国土交通大臣認定講習機関として講習を実施しています。再度、運行管理者手帳の確認を行っていただき、今年度受講対象者で、まだ受講されていない運行管理者につきましては受講忘れがないよう注意をお願いいたします。

### 行政処分関係

・運行管理者の研修受講義務違反      初違反 10日車      再違反 20日車

裏面に群馬県内における運行管理者講習予定表がありますので確認してください。  
詳しくは各認定機関に直接お問い合わせください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821